



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「（一社）全国木材組合連合会、全国木材協同組合連合会における
取引適正化推進のための自主行動計画」 説明会

取引適正化に向けて

（公正取引委員会の取組）

公正取引委員会 企業取引課

優越的地位の濫用（独占禁止法）と取適法の関係

| | 優越的地位の濫用（独禁法） | 取適法 |
|------|--|---|
| 位置付け | <ul style="list-style-type: none">● 公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法のうち、不公正な取引方法の1類型として規定 | <ul style="list-style-type: none">● 独占禁止法の特別法として、受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的● 独占禁止法に比べて、簡易・迅速な処理 |
| 対象取引 | <ul style="list-style-type: none">● あらゆる取引が対象 | <ul style="list-style-type: none">● 対象取引を限定<ul style="list-style-type: none">① 取引の内容 （製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託・特定運送委託）① 規模の基準（資本金又は従業員数） |
| 規制内容 | <ul style="list-style-type: none">● 優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること（濫用行為）を禁止● ポイント<ul style="list-style-type: none">・ 優越的地位にあるか（個別判断） | <ul style="list-style-type: none">● 委託事業者と受託事業者の取引において、委託事業者の義務や禁止行為を規定● ポイント<ul style="list-style-type: none">・ 取引内容と規模基準で適用を判断 |

優越的地位の濫用規制
（独禁法）

取適法

※両法の適用がある場合は取適法を優先

優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用（独占禁止法）

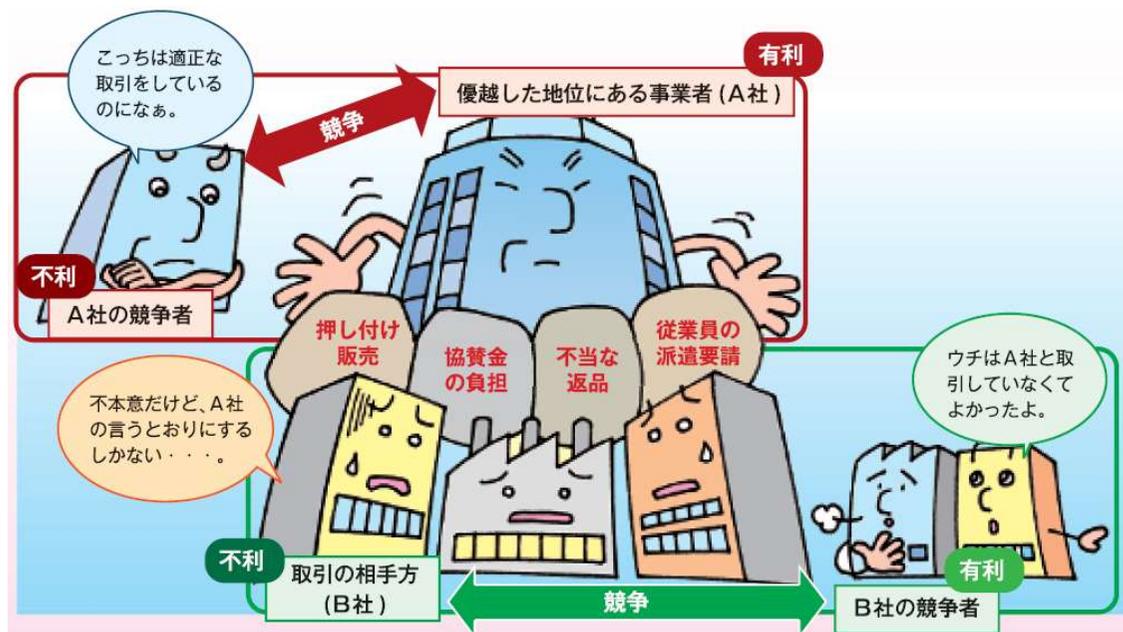
優越的地位の濫用とは

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。

◆ 規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



優越的地位の濫用（独占禁止法）

優越的地位



正常な商慣習に
照らして不当に



濫用行為



優越的地位の濫用

- 取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行っても受け入れざるを得ない関係

- 「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの
- 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることとはならない

- ① 購入・利用強制 ② 協賛金等の負担の要請 ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請 ⑤ 受領拒否 ⑥ 返品 ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額 ⑨ 取引の対価の一方的決定 ⑩ やり直しの要請 ⑪ その他

①～④を総合考慮

- ① 取引依存度
- ② 市場における地位
- ③ 取引先変更の可能性
- ④ 取引必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に照らして不当



公正な競争を阻害するおそれがある場合

優越的地位の濫用（独占禁止法）

| | |
|----------------|---|
| 購入・利用強制 | 取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること |
| 協賛金等の負担要請 | 決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等） |
| 従業員等の派遣要請 | 派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること |
| その他の経済上の利益提供要請 | 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること |
| 受領拒否 | 取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること |
| 返品 | 展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること |
| 支払遅延 | 社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと |
| 減額 | 商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと |
| 取引の対価の一方的決定 | 自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること |
| やり直しの要請 | 商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること |

中小受託取引適正化法

(施行日 令和8年1月1日)

- 「下請」という言葉が持つ従属的なイメージからの脱却
- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

「下請代金支払遅延等防止法」



「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

略称：「中小受託取引適正化法」

通称：「取適法」

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。
- 中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- 例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

「下請」等の用語の見直し

● 法律の名称

「下請代金支払遅延等防止法」

▶ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

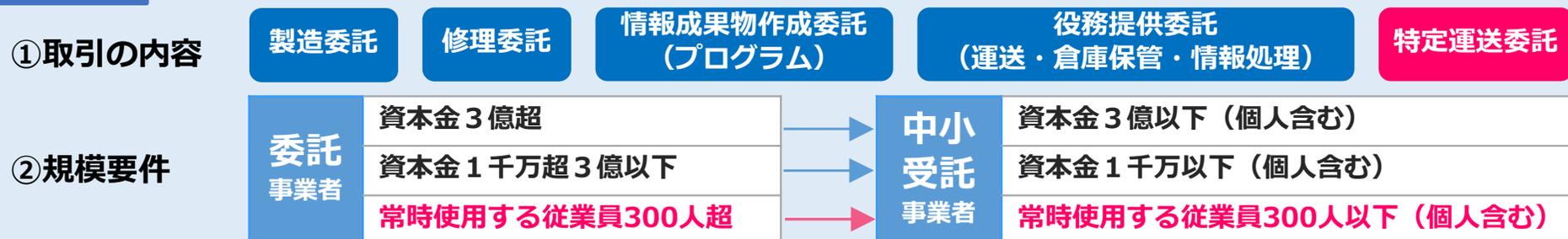
（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

● 用語

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引



義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

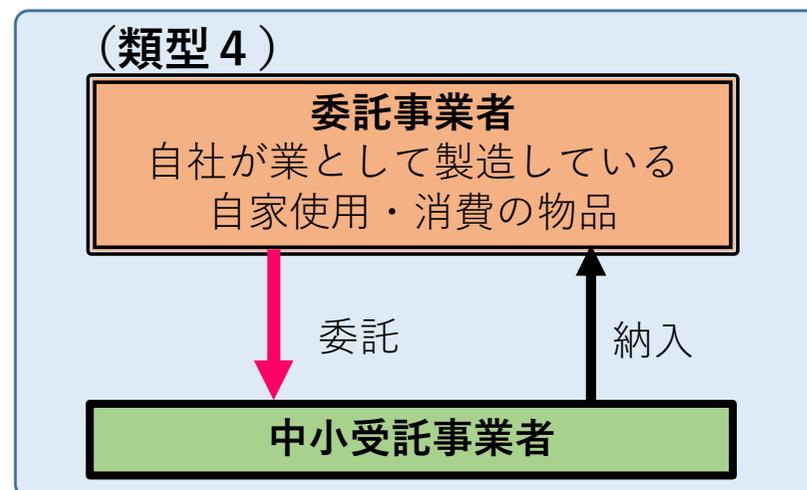
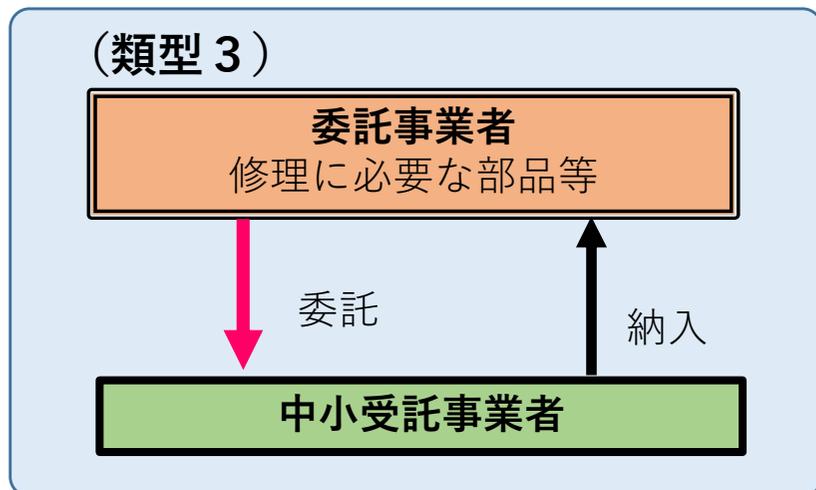
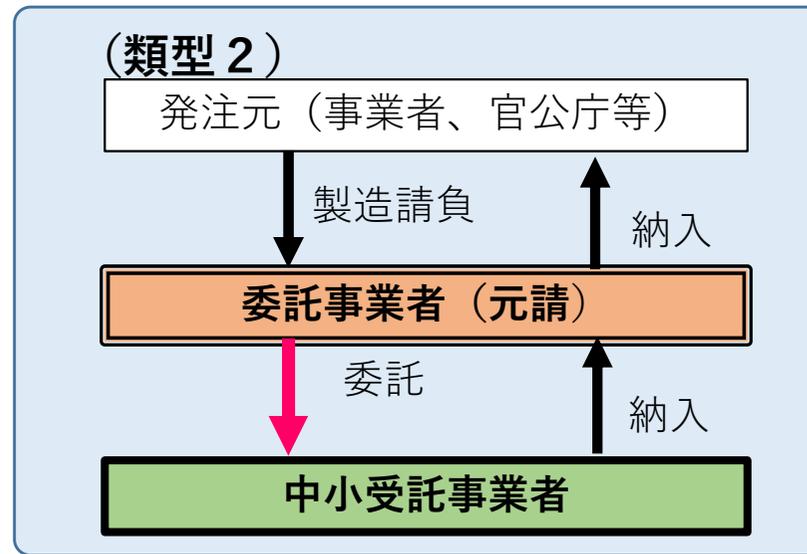
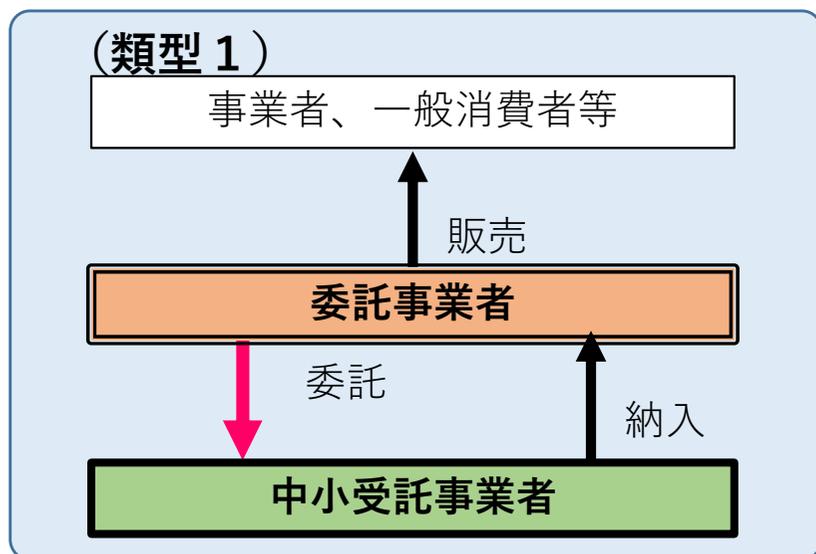
不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置 公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者にも物品の製造や加工などを委託すること

※「物品」とは有体物をいう（運用基準）。



※  が取適法の対象となる取引

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

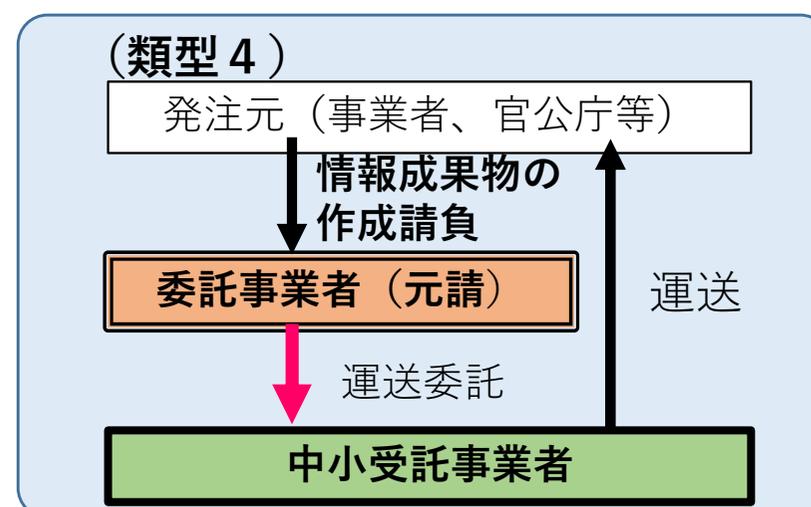
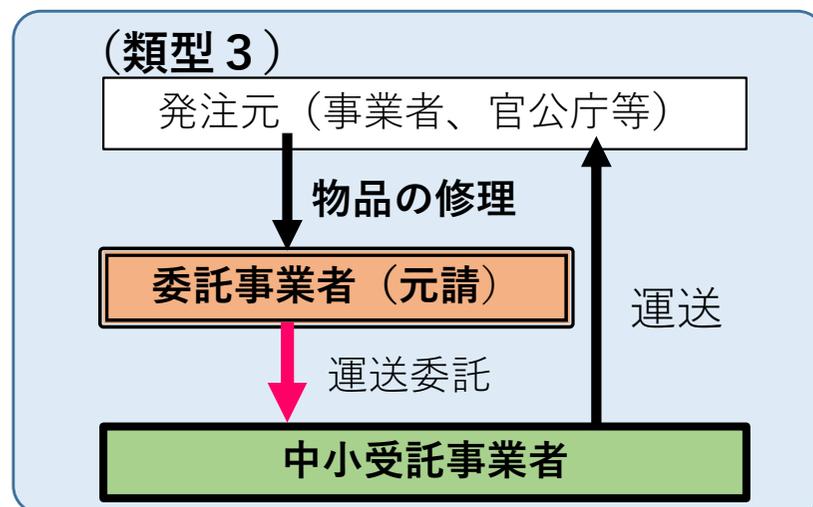
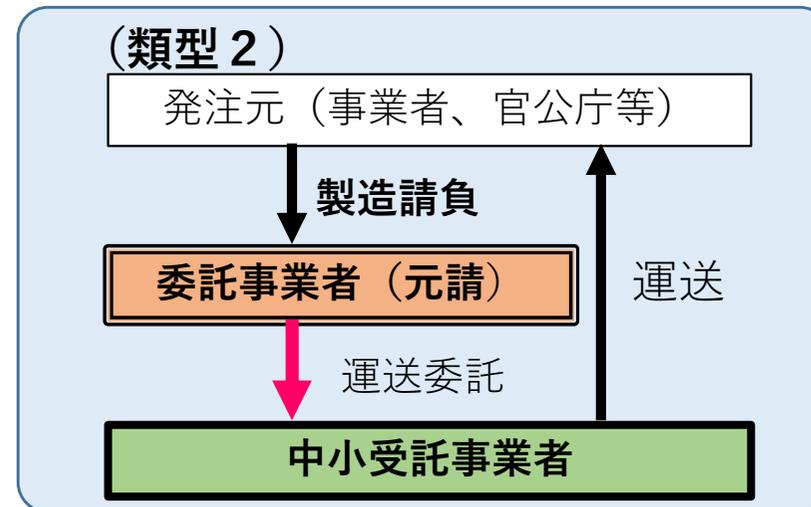
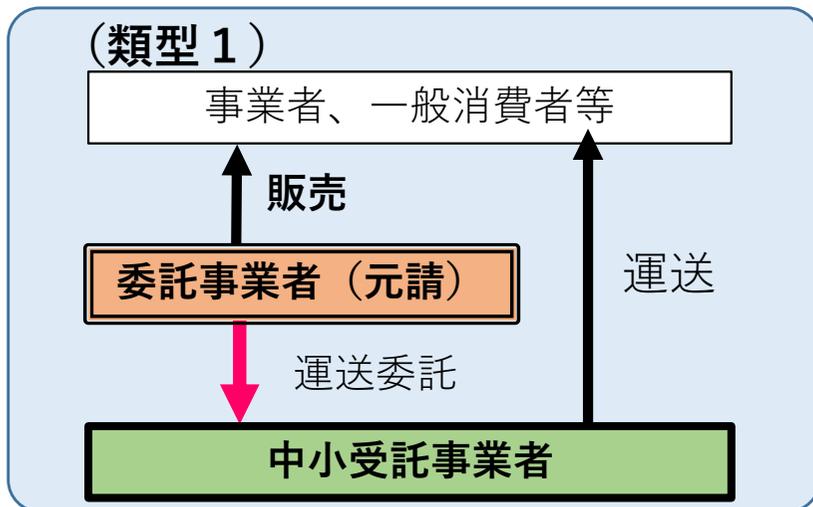
- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託すること



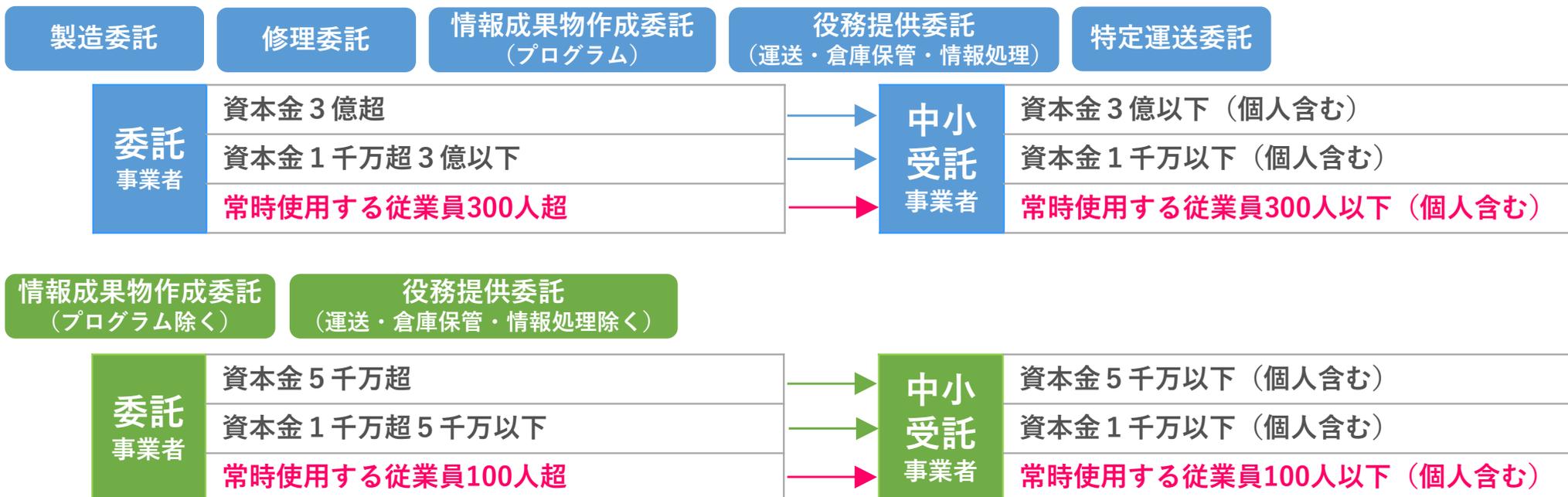
※  が取適法の対象となる取引

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例**がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。**



- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- **従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

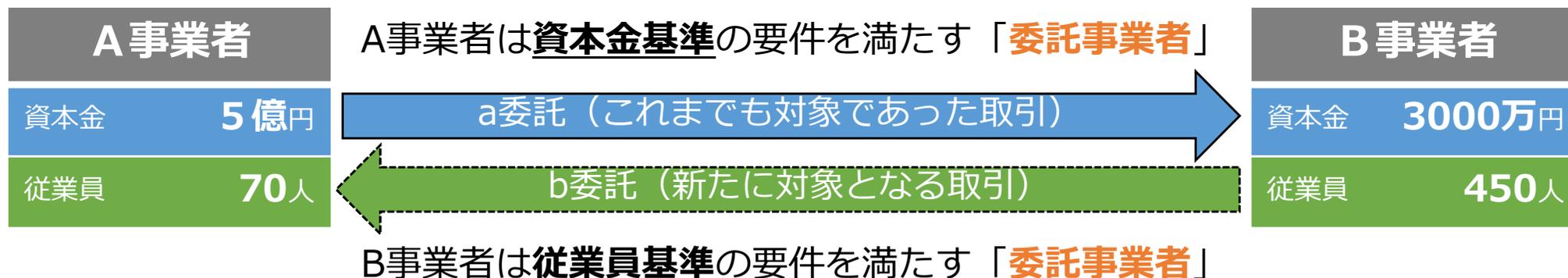
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

| 資本金基準 | 従業員基準 | 適用される基準 |
|-------|-------|---------------|
| ○ | × | 資本金 |
| × | ○ | 従業員 |
| ○ | ○ | 資本金（※） |
| × | × | 適用対象外 |

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】

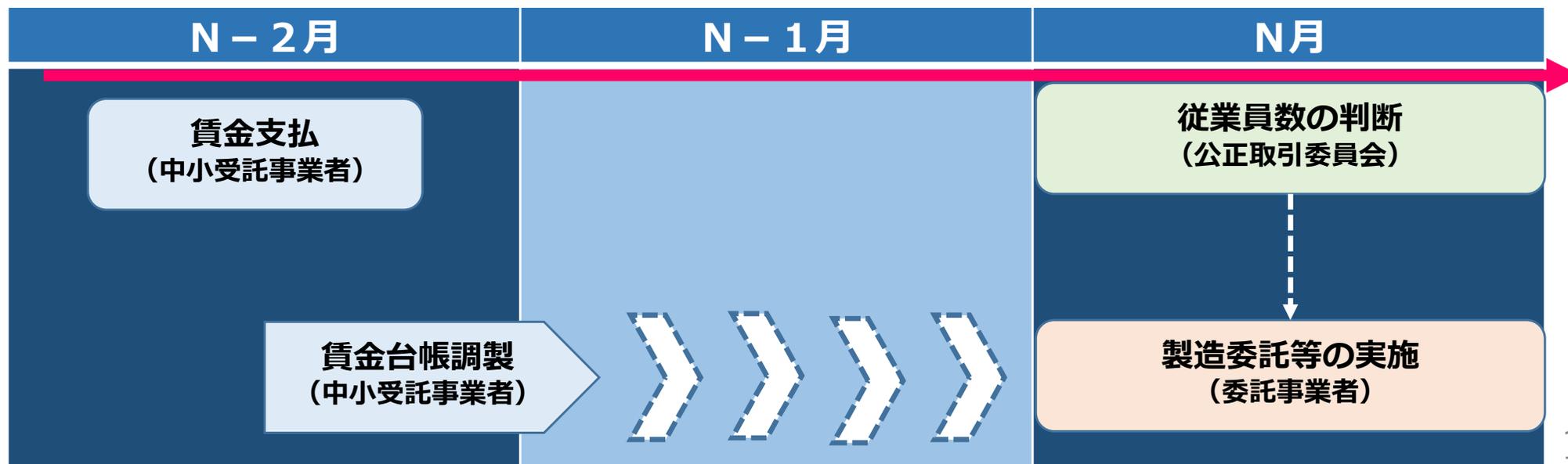


- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられる。**

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

発注内容等を明示する義務

- ・ 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）**を**書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

| | |
|--------|--|
| 必須 | <ul style="list-style-type: none">① 委託事業者及び中小受託事業者の名称② 製造委託等を委託をした日③ 給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等）④ 物品等の受領期日（役務提供委託の場合は、期間でも可）⑤ 物品等の受領場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所） |
| 該当する場合 | <ul style="list-style-type: none">⑥ 検査完了期日（検査をする場合） |
| 必須 | <ul style="list-style-type: none">⑦ 製造委託等代金の額⑧ 製造委託等代金の支払期日 |
| 該当する場合 | <ul style="list-style-type: none">⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けられることとする期間の始期及び電子記録債権の満期日⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日 |

- 書面等の交付義務について、**中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。**

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワークキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

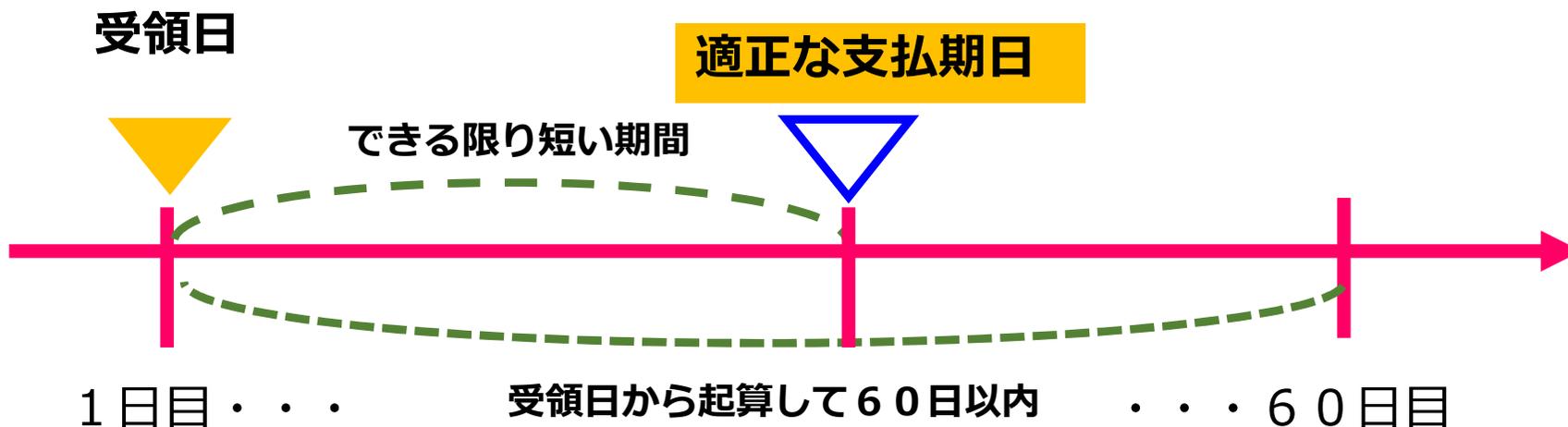
- **委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。**

必要記載事項

- ① 中小受託事業者の名称
- ② 製造委託等をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領する期日
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日
- ⑥ 給付内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項
 - イ 当該支払手段の種類、名称、価額
 - ロ 支払手段を使用した日
- ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その引換えに関する事項
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱ 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

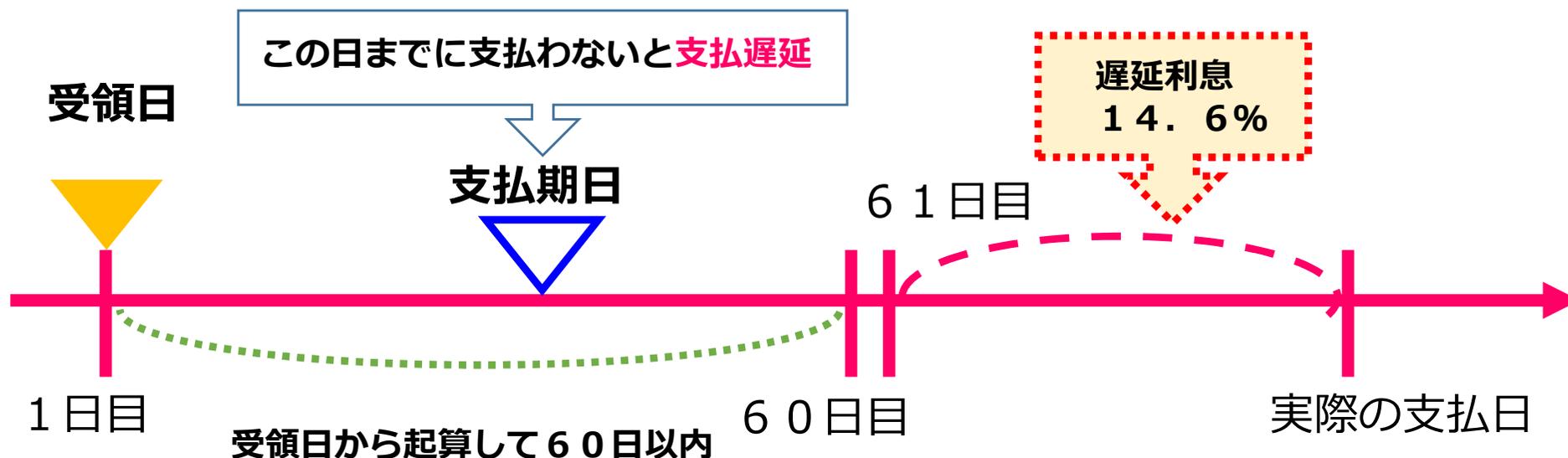
支払期日を定める義務

- 委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した**物品を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。
- 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



遅延利息を支払う義務

- 委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。



ポイント

- この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利息に優先して適用される。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されない。
- 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではない点に注意。

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為を禁止。
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ① 受領拒否の禁止
- ② 代金の支払遅延の禁止
- ③ 代金の減額の禁止
- ④ 返品 of 禁止
- ⑤ 買ったたきの禁止
- ⑥ 購入・利用強制の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止

改正ポイント

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

改正ポイント

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。
- 発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に該当。

「受領」とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、委託事業者が**事実上支配下に置けば、受領**したことになる。

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せず一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

受領を拒むことができる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**又は中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**
- 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された**納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合**

支払遅延

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている**支払期日までに代金を支払わないこと。**
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要。

注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日からの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査に合格してからの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められる**

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

注意点

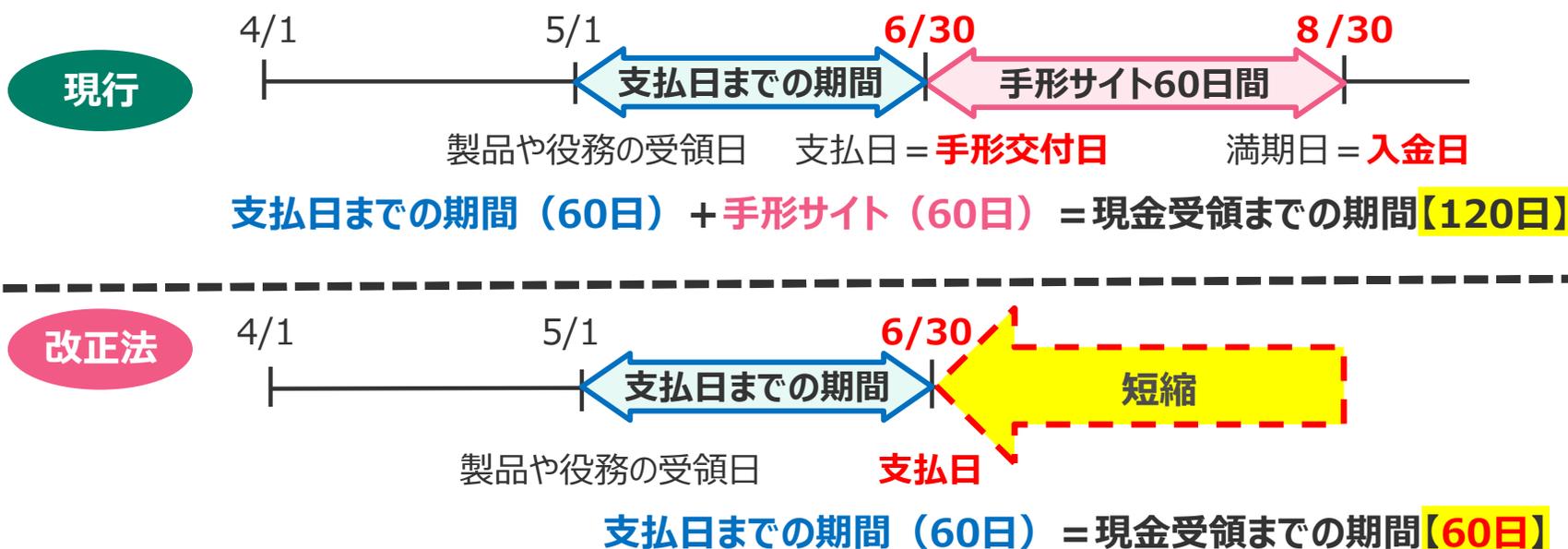
「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない**

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、**支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。**
- 手数料とは、例えば、**発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等**をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乘せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

減額できる場合 = 中小受託事業者

● 受領拒否【第5条1項1号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付の受領を拒んだとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付を受領した場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

● 返品【第5条1項4号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせるとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付に係るものを引き取らせなかった場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準を見直すこととする。**

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領後に返品すること。
- 不良品などがあつた場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが可能。

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

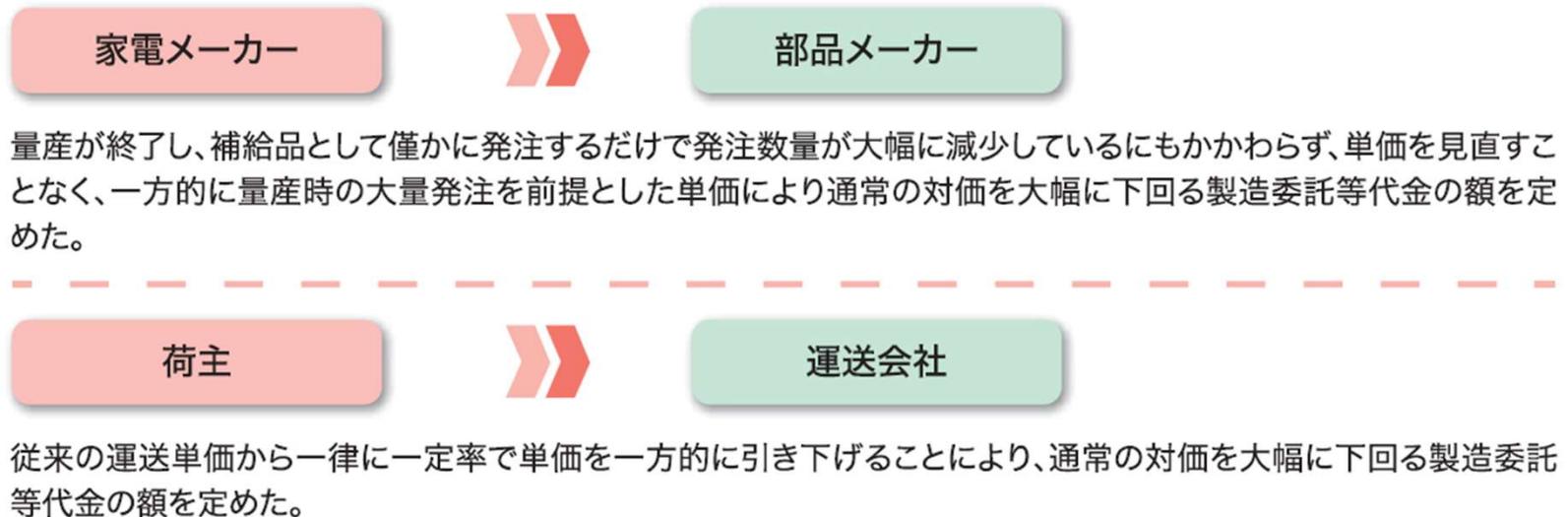
返品できる場合 = **中小受託事業者**に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**
- 中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要。

注意点

中小受託事業者から価格交渉の申出がない場合であっても、価格交渉の場において、明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことには、取適法の運用基準（や独占禁止法Q&A）において「問題となるおそれがある」との考え方を示しており、この考え方は、引き続き変わらない。



判断要素

= ①～④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

- 中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの**正当な理由がないのに**、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

注意点

「委託事業者が指定する物、役務」とは、**委託事業者自らが販売するものに限らない**。委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれる。

「強制して」とは

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、**事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれる**。
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、**中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は本法違反となる**。

- 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること。

本規定のねらい

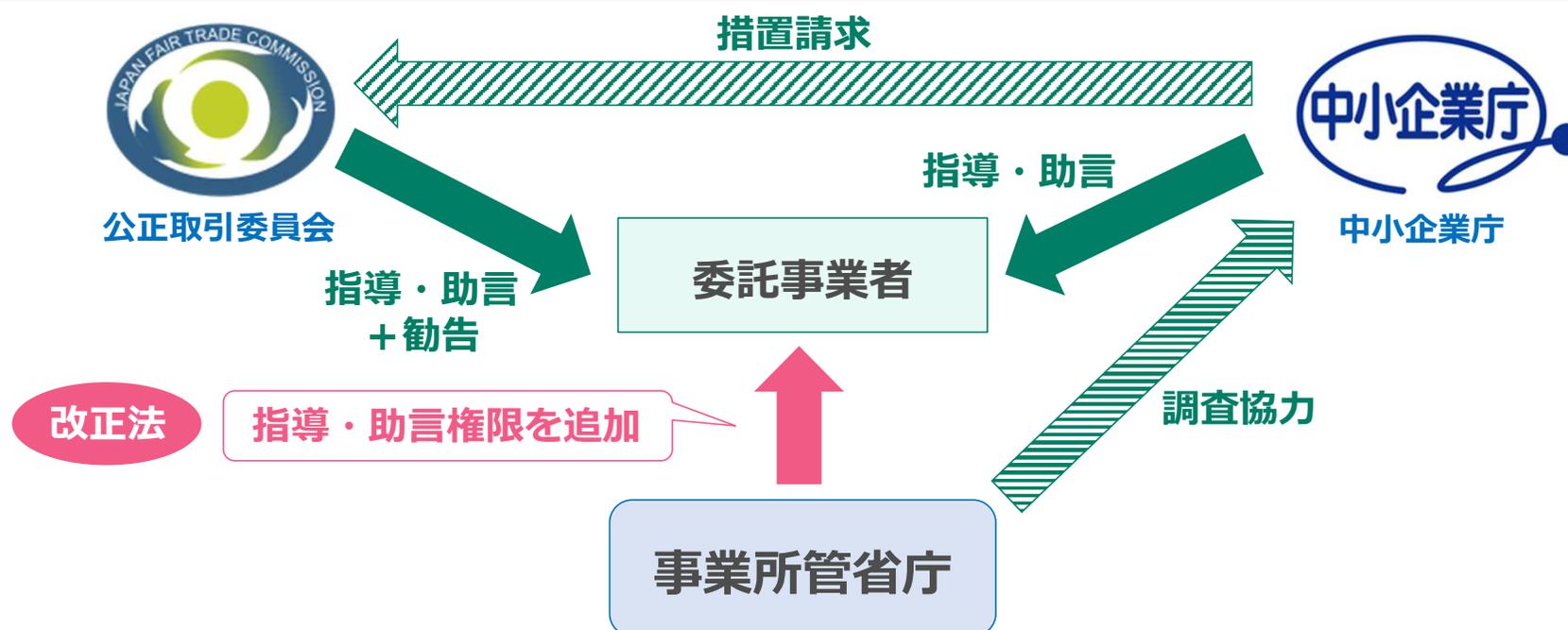
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



1 概要

- 取引適正化を進めるためには、**実効性のある規制強化とともに、法執行の強化が不可欠**であり、政府一丸となって**面的執行を強化**していく必要がある。
- 令和8年1月1日に施行される取適法では、公正取引委員会及び中小企業庁に加えて、**事業所管省庁も取適法に基づく指導・助言が可能**となった。
- 取適法執行のノウハウを有する公正取引委員会が、事業所管省庁に対して、主導的に法執行の連携を図り、**「執行連携」**を推進。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

「下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、（略）中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。」

2 具体的な取組

関係省庁連絡会議

執行業務のノウハウの共有などを行い、事業所管省庁との連携を図るための関係省庁連絡会議を開催（第1回：令和7年10月）

事業所管省庁向け研修

事業所管省庁において取適法執行の実務を担う職員向けに、取適法の執行業務のノウハウを盛り込んだ**マニュアルを配布**し、取適法施行までに、対面（2回）及び録画配信により集中的に研修を実施

個別の事業所管省庁との連携

取適法施行に向けて、国土交通省をはじめとした事業所管省庁と**周知広報**でも連携した取組を実施（例：国土交通省との合同荷主パトロール等）

- 委託事業者が有償支給する材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、**中小受託事業者**に責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

金属メーカー



部品メーカー

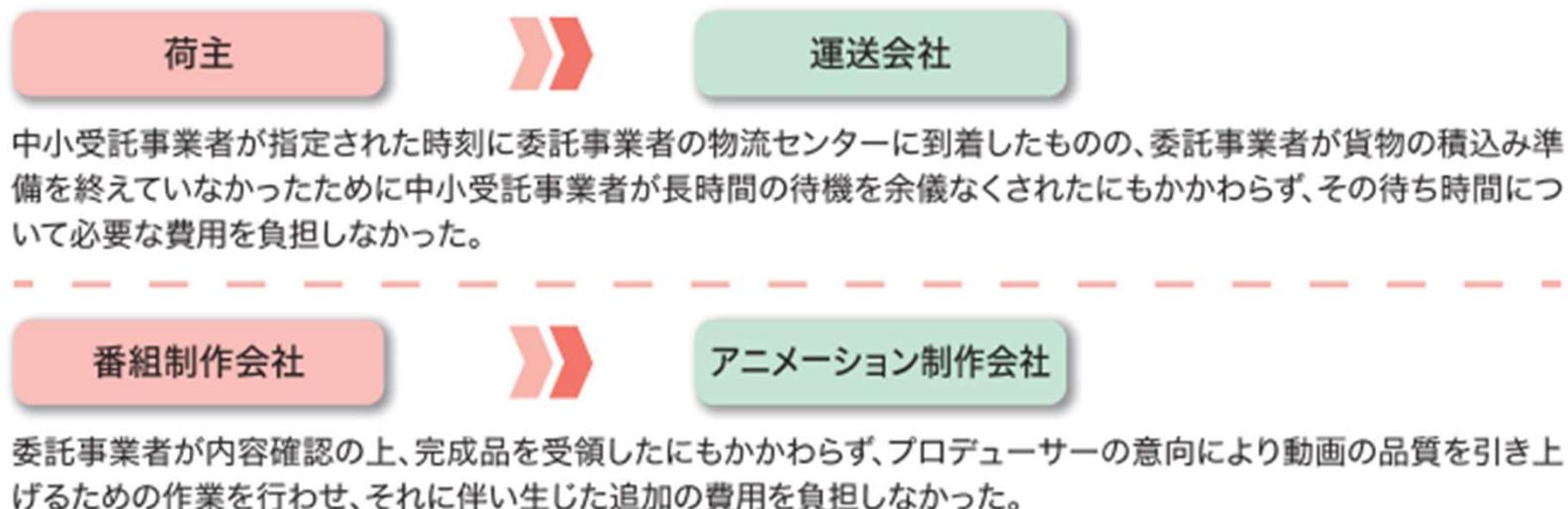
半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

中小受託事業者

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

不当な経済上の利益の提供要請

- 委託事業者が自己のために、中小受託事業者に**金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。**
- 製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請。



以下のような方法で要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある

- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② 中小受託事業者ごとに**目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、**無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。**

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合、**中小受託事業者**が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

考え方

- **給付内容の変更又はやり直し自体を禁止するものではなく**、「**中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している。**
- 給付内容の変更又はやり直しのために**必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合**には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの**問題とはならない。**

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに見合わない引上げ幅

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

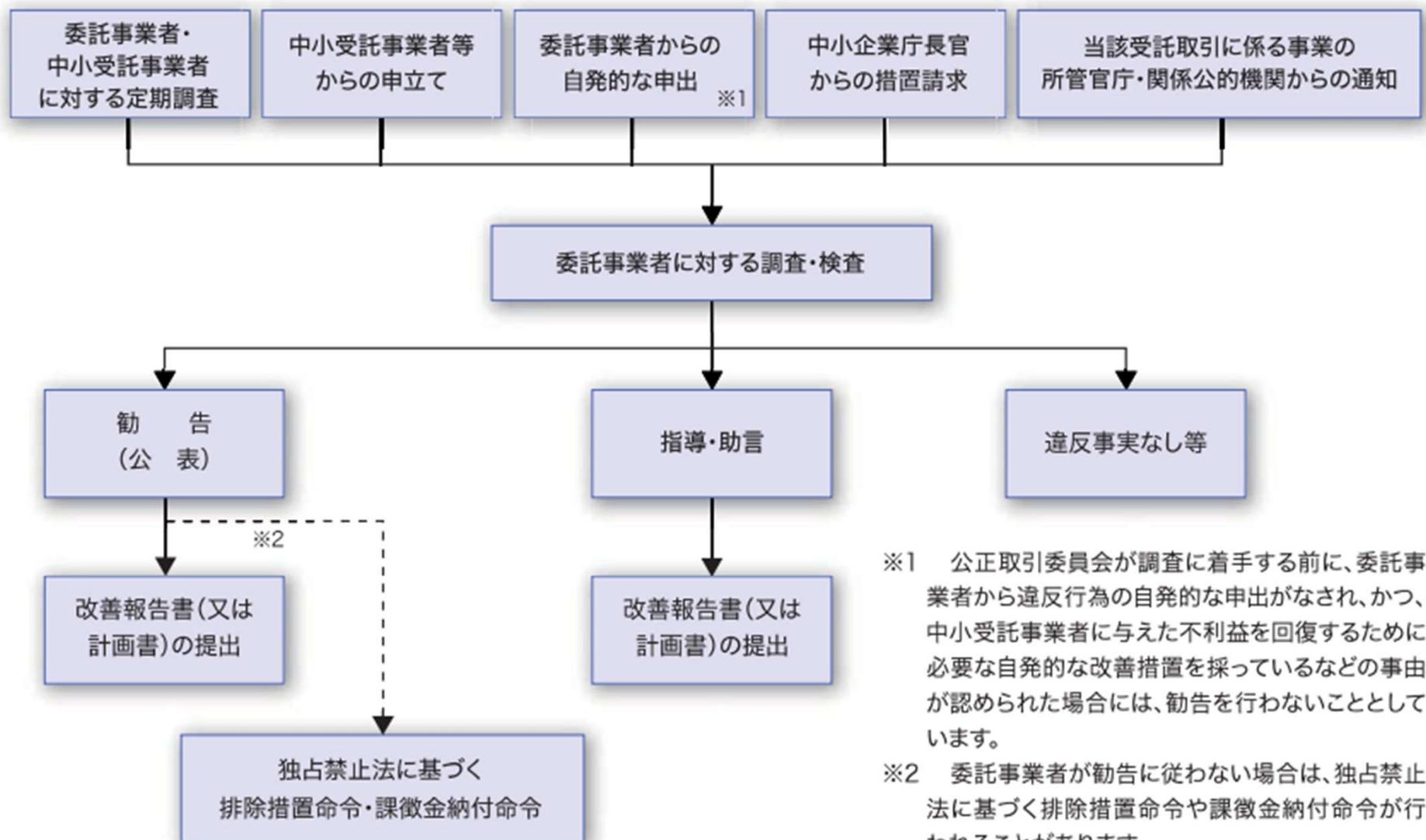
「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

取適法の事件処理フローチャート



定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁は、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、その旨を公表することとしています。

事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加!

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

最高50万円の罰金が科せられます。

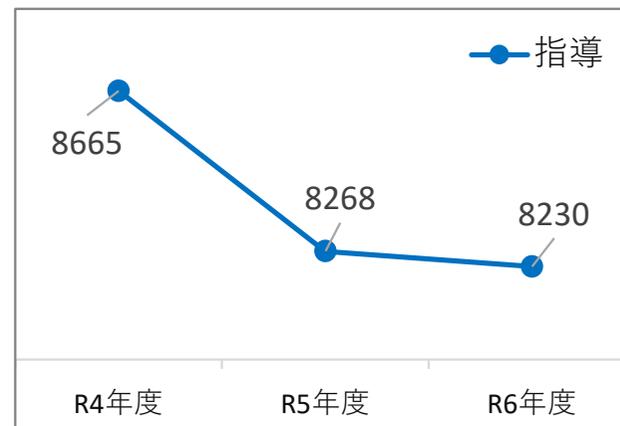
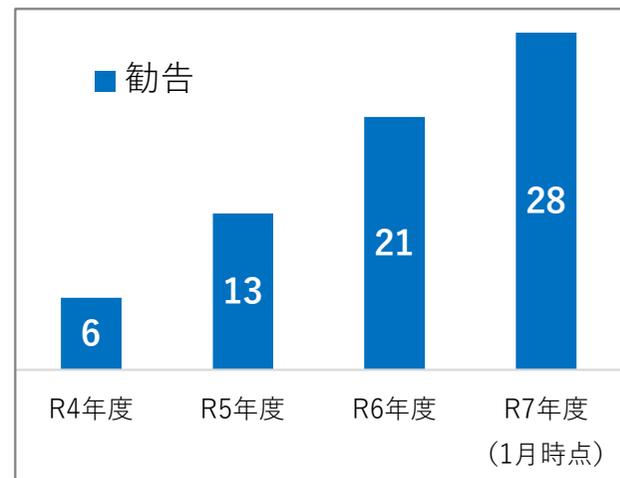
委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等の書面又は電磁的方法*による明示義務違反

※ 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

| | |
|------------------|-----------------|
| R7年度書面発送数 | 365,000名 |
| 親事業者 | 65,000名 |
| 下請事業者 | 300,000名 |



労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

令和5年11月29日 策定
令和8年1月1日 改正

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

① 本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

② 発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買ったたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に**いることを常に意識して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

① 相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

② 根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

③ 値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

① 定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

指針の詳細については、公正取引委員会の特設サイトをご確認ください。



取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトへリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

1,422品目の値動きを表示！ 価格交渉支援ツール

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現

埼玉県 価格交渉支援ツール

毎月月中旬に基礎データを更新

毎月月中旬に基礎データを更新
【掲載データの最新月】

| | |
|--------------|-----|
| 国内企業物価指数 | 前月 |
| 輸入物価指数 | 前月 |
| 企業向けサービス価格指数 | 前々月 |
| 毎月統計労務調査 | 前々月 |

- ・ 1,422品目から選択可能
- ・ 両面印刷で最大10品目表示
- ・ 日銀の各種指数や厚生労働省の毎月勤労統計調査を基礎データとして使用
- ・ 国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702

食料品製造業 令和7年12月 現在

主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ(日銀の企業物価指数等)を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月からの増減

米 **134.8% u p**

砂糖 **37.0% u p**

動植物油脂 **45.5% u p**

調味料 **19.3% u p**

注記
・ 「国内企業物価指数(令和7年基準)」、「輸入物価指数(令和7年基準)」、「企業向けサービス価格指数(令和7年基準)」、「(いずれも日本銀行調査統計局)を基に(令和7年10月)」。重出は速報値。増減率は埼玉県により算出。「輸入物価指数」については、価格帯の異なる(輸入)の品目がある。

基本設定

基本情報を選択してください

期間指定(開始時期) **令和2年(2020)1月**

参考業種

| | |
|--------------|------------|
| 建設業 | 繊維・衣服等卸売業 |
| 食料品製造業 | 飲食品卸売業 |
| 繊維工業 | 建築材料等卸売業※2 |
| 印刷・同梱運業 | 機械器具卸売業 |
| プラスチック製品製造※1 | 飲食店 |
| 金属製品製造業 | 廃棄物処理業 |
| 生産用機械器具製造業 | 不動産賃貸業・管理業 |
| 輸送用機械器具製造業 | 物品賃貸業 |
| 道路貨物運送業 | 情報サービス業 |

※1 「プラスチック製品製造」は「プラスチック製品製造業」を指す
※2 「建築材料等卸売業」は「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」を指す

業種名(最大10文字) **食料品製造業**

グラフ表示

| グラフ表示 | グラフ表示品目等 |
|-------|----------|
| グラフ1 | 米 |
| グラフ2 | 砂糖 |
| グラフ3 | 動植物油脂 |
| グラフ4 | 調味料 |
| グラフ5 | 原乳 |
| グラフ6 | 鶏卵 |
| グラフ7 | 食肉 |
| グラフ8 | 事業用電力 |
| グラフ9 | 道路貨物輸送 |
| グラフ10 | 人件費 |

グラフ1は「個別分析」シートで詳細な分析ができます。グラフ1の品目を入れ替えたい場合は、「詳細設定」シートで変更ができます。

★印刷をしたい場合
プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」→「拡大/縮小」で縮小して調整してください

★品目を入れ替えたい場合
品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを選

相談窓口

公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課

TEL 03-3581-3375

〒105-0001東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所 取引適正化調査課

TEL 011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎

東北事務所 取引適正化調査課

TEL 022-225-8420

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

中部事務所 取引適正化調査課

TEL 052-961-9424

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館

近畿中国四国事務所 取引適正化調査課

TEL 06-6941-2176

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館10階

中国支所 取引適正化調査課

TEL 082-228-1520

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎第4号館

四国支所 取引適正化調査課

TEL 087-811-1758

〒760-0019 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎南館8階

九州事務所 取引適正化調査課

TEL 092-431-6032

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎別館

沖縄総合事務局総務部 公正取引課

TEL 098-866-0049

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館6階

不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口

0120-060-110

オンライン窓口

独占禁止法違反被疑事実に関する申告

取適違反被疑事実に関する申告

買ったたきなどの親事業者に関する情報提供（匿名可）

労務費の転嫁に関する情報提供（匿名可）

